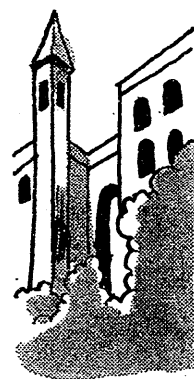


## 第VI次経済・社会発展計画における社会保障の財政問題



(フランス)

第VI次計画における社会保障の財政均衡の予測の特徴は、大きな危機感である。というのは、1966年から67年にかけての財政危機は、いまなお誰れの記憶からも忘れられていないからである。第VI次計画によれば、社会保障一般制度は、1971年以降再び赤字となり、1975年には100億フラン以上の赤字を覚悟しなければならない。自営業者制度も、第VI次計画の終了を待たずして財政的困難を迎えることは確実であり、これに対し、特別制度や農業経営者制度は、国の強力な援助を得てはじめて財政的均衡を維持することができる。

これらの悲観論は、部分的には当を得ていないことが今日では明らかになっている。と

いうのは、被用者医療保険は、たしかに1971年度は赤字であったが、一般制度全体では、1970年、71年とも財政はバランスを保っているからである。

このように社会保障の予測は難しい。保険料の増加は所得、とくに賃金の上昇によっており、さまざまな経済的複合要因に依存している。ところが給付の増加は、比較的安定している人口的要因によっているが、また被保険者の行動や流行性感冒などの事故などによってきまり、これらの予測はきわめて不確定である。

経済成長のおかげで保険料収入の大幅な増加によって、過去2年間に予測と実績の間かなりの開きが生まれはしたが、社会給付委

員会の提起した基本的な問題は依然として存在している。すなわち、給付の増加は、インフレとは無関係の要因により、保険料の増加よりも早い独自のスピードで増加しているとき、社会保障制度の財政的均衡をいかに確保すべきかという問題である。

以下に、第VI次計画社会給付委員会の作業にもとづくデータとともに、提案された解決案と政府が採用した解決案を検討する。

### I 基礎データ

社会保障の勘定は、被用者一般制度、特別制度、農業被用者および経営者制度、自営業者老齢保険制度、老齢年金補足制度、自営業者医療保険制度、各種共済制度から成る。社会給付委員会が確定した最終的予測によれば、前記主要制度の1975年における収支は表1の通りである。

法令にのっとって、自営業者制度は、表1では完全に収支が均衡するか黒字になるようになっている。

社会福祉制度全体では、赤字は1975年で48億9,200万フランになる。

収入は、2,174億フランに達し、その内訳は表2の通りである。

## II 対極的な解決案

案として2つの両極端の場合が考えられた。1つは、すべての赤字を国が負担する場合であり、もう1つは、財政均衡を保証するために支出に何らかの抑制を加える場合である。

### 1 国が赤字を負担する場合

一部で、フランスも他のEEC諸国と同様に、国が社会保障支出をもっと負担すべきであるという意見が出されている。

しかし、こうした提案は採用されなかった。というのは、EEC諸国との比較にあたっては、企業の全支出を考慮しなければならないからであり、INSEEの調査によれば、こうした意味での支出はいずれも全体として同じである。

第VI次計画で社会保障に対する国の財政負担増加の方向をとらず、「とくに、一般制度については、財政補助金に訴えることなく、何らかの方法で支出をカバーされるべきであ

表1

(単位：百万フラン)

	一般制度			農業制度	特別制度	自営業者 制 度	補足制度	自営業者 医療保険
	疾 病	老 齢	家 族					
収 入	46,754	21,893	32,366	13,908	22,898	5,151	18,261	2,337
支 出	56,185	24,439	25,812	13,908	23,484	4,921	17,443	2,337
収 支 残	-9,430	-2,546	+6,554	—	-586	+230	+813	—

表2

(単位：百万フラン)

	金 額	指数 (1975/1970)	平均年増加率
保 険 料	182,928	158.7	9.6%
補 助 金	16,473	163.7	10.3%
税	4,160	—	
そ の 他 の 収 入	2,710	138.5	6.7%
振 替	11,126	164.8	10.4%
計 ・ 平 均	217,400	158.5	9.62%

る」。

### 2 支出抑制

企業の負担も、国の援助も受けずに財政均衡を確保しなければならないのであるから、ある制度の赤字を他の制度の黒字で詰め合わせ、また支出を収入に合わせるようにする必要がある。

一般制度についていえば、これは、家族給付から老齢および医療給付に2.5ポイントの振替を意味し、また医療費を制限したり償還率

を下げることによる給付の抑制を意味する。

しかし、経済政策としては常道ではあっても、こうした方策は採用しがたい。医療費の減少は歓迎すべきことではあるが、社会的既得権や給付の再検討が老人、身体障害者、貧困家庭などを圧迫することは許されないだろう。

## III 採用された方策

こうした矛盾した要請に直面して、第VI次

計画社会給付委員会は、ある種の支出の増加を抑えながら給付を改善し、社会財政的な面での増加を図ることによって全制度の均衡を維持するよう努めた。

こうして社会給付委員会は2つの仮定を設け、それぞれ指数145.5と143.5とした。

委員会内部で厳密な計画をたてるための十分なコンセンサスが得られなかった。そこで委員会には妥協案を提示しとくに一般制度についてののみ以下のような表3を作成し採択した。しかし、一般制度に社会保障制度の主要な問題が集約されている。

#### 1 表の注釈

まず、表3の数字はすべてが同じ重みをもっていないことに気づかれるだろう。赤字の額や新たな収入と支出に対する措置が真びよう性を持っているとしても、支出の「節約」36億フランは不確かな数字である。家族手当の抑制についても疑問がある。

他方、収入の確保も経済的な現実を十分に反映しているとはいえない。国民連帯基金の援助のほか、住宅手当の25%国負担、目的税の創設、家族手当を課税対象に含めること等

表3 1975年における一般制度の財政均衡

(単位：百万フラン)	指 数 145.5	指 数 143.5
支出		
自然増による赤字	5,450	5,450
新たな給付	6,100	3,650
	老 齡 1,700	老 齡 850
	身障者 600	身障者 300
	家 族 3,800	家 族 2,500
他給付の振替によるマイナス	700	800
計	12,250	9,900
収入		
支出の抑制	5,500	5,450
	医 療 3,600	医 療 3,600
	家 族 1,900	家 族 1,950
新たな収入	7,000	4,400
	家族手当を課税対象とする ことによる 1,350	家族手当を課税対象とする ことによる 1,350
	保険料の伸び 1,600	国民連帯基金 2,050
	国民連帯基金 2,050	目的税 1,000
	住宅手当に対する国庫負担 (25%) 1,000	
	目的税 1,000	
計	12,550	9,950
一般制度の収支残	+300	+50

は、公共財政にとって負担の直接的な増加を意味している。

## 2 第Ⅶ次計画における社会保障の財源

こうした矛盾の中であって、社会給付委員会は、きわめて形式的な妥協案しか採択しなかった。給付の抑制の方針は採択したが、具体的方策は明確ではなく、また家族給付収入の振替も長期的な解決を何ら意味していない。

しかし他に方法があるかと聞かれれば、答は恐らくないだろう。問題はまず、いくつかの社会制度の赤字をカバーすることである。しかし、そのためには当然不愉快な措置を講ずる以外に途はない。いずれにせよ、社会保障の財政均衡は、収入の増加と支出の減少以外にあり得ないことは明白である。

## 結論

結論として社会保障の財政問題は袋小路に陥ってしまった。だがこれは訂正しなければならない。

まず、社会保障は構造的に赤字となるという確認は、給付水準を上廻る保険料収入の増

加によって赤字発生時期を延ばしているからである。

社会給付委員会の作業はまた、社会保障問題は、現在の与件のもとでは解決不可能であることを示した点で大きな価値を持っている。したがって、危機の到来を受身で待つよりも、たったいま現在より、真の問題提起を行ない、生産よりも早いスピードで、年率11から12パーセントのリズムで社会的振替が進行しているのを何の制限もせずに受け入れることができるのかどうか考えるべきであるろう。

一つは、収入を支出に合わせることである。そのためには、企業が支払う直接賃金を抑えて間接賃金部分を増加させ、あるいは国の収入の増加したことを社会保障に当てることであろう。この場合、直接生産に関する財源や公共投資は犠牲にしなくてはならない。

反対に、経済成長を維持するために間接的所得の伸びは抑える必要があるとするならば、当然社会給付を制限し、社会保障の一部を、たとえば共済扶助組織や補足制度など個人自衛手段に訴えることである。

これら2つの途のいずれをとるかということは、恐らく第Ⅶ次計画の成否の鍵となるろう。

Le financement de prestations sociales dans le VII<sup>e</sup> plan : Jean-François de MARTEL  
*Droit Social*, No. 4—5—Avril-Mai 1972,

(藤井良治 垂細垂大学)